

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年8月6日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500237号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500021号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和45年10月から昭和46年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和42年3月から昭和46年3月まで

私は、結婚後、時期は覚えていないが自宅に来た集金人に勧められて夫婦一緒に国民年金に加入したと思う。そして、私の妻は、集金人から特例納付を利用して請求期間を含めた未納期間の国民年金保険料を納付することができると言われたので、請求期間を含めた夫婦二人分の国民年金保険料を遡って納付していた。私の妻の国民年金の納付記録は全て納付済みと記録されているのに、私の請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和45年10月から昭和46年3月までの期間については、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和47年11月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、昭和45年10月以降の国民年金保険料を納付することが可能であり、請求者の国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は、自身の記号番号が払い出された昭和46年11月時点で遡って納付可能な昭和44年10月から昭和46年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付し、昭和44年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料を第1回特例納付制度を利用して納付していることが特殊台帳により確認できることを踏まえると、請求者についても、請求者の記号番号が払い出された時点で遡って納付することができる期間の国民年金保険料は納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和45年10月から昭和46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、昭和42年3月から昭和45年9月までの期間については、請求者の妻の国民年金保険料の納付記録では、自身の記号番号が払い出された翌月の昭和46年12月に前述のとおり第1回特例納付及び過年度納付により国民年金保険料を遡って納付していることが確認できるが、請求者の記号番号が払い出された昭和47年11月頃は第1回特例納付制度の実施期間外であり、当該期間の国民年金保険料は、第1回特例納付制度を利用して納付することはできない上、前述の請求者の記号番号の払出時点では、時効により過年度納付することもできない。

また、請求者が昭和42年3月から昭和45年9月までの期間の国民年金保険料を納付してい

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和42年3月から昭和45年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500400号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500022号

## 第1 結論

昭和53年4月から昭和54年1月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年4月から昭和54年1月まで

私は、免除申請を行っても、その期間については後から10年遡って国民年金保険料を納付することができること知り、免除申請をした。昭和54年には弱者救済の制度を利用し、夫婦二人分の国民年金保険料を遡って納付し、その後も無年金者とならないように一生懸命保険料を納付してきた。請求期間当時の国民年金保険料については、追納のお知らせが届くたびにその指示に従って納付していた。請求期間の国民年金保険料が申請免除期間のままとされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間は10か月と短期間であり、請求者は、第3回特例納付制度を利用し、国民年金被保険者期間の国民年金保険料を遡って納付し、その後においても請求期間を除き国民年金保険料を全て納付しているなど、請求者の納付意識の高さがうかがえる。

また、請求者は、請求期間当時の国民年金保険料については追納のお知らせが届くたびにその指示に従って納付していたと陳述しているところ、請求者が所持する「国民年金保険料の追納のお知らせ」には、「同封の納付書は、昭和60年4月30日までに納めてください。」と記載されており、請求者は、請求期間直前の昭和52年7月から昭和53年3月までの国民年金保険料を昭和60年4月12日に追納したことが領収証書で確認できることから、請求者の陳述のとおり、当該お知らせを受領したことにより当該期間の国民年金保険料を追納したと考えられる。

以上のことを踏まえると、請求期間前後の昭和52年7月から昭和53年3月までの期間及び昭和54年2月から昭和57年3月までの期間の国民年金保険料を追納している請求者が、請求期間についてのみ国民年金保険料を追納しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1500402 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1500023 号

## 第 1 結論

昭和 60 年 1 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 1 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、会社を退職後、時期ははっきり覚えていないが、国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付し始めた。私が所持している夫の昭和 60 年分及び昭和 61 年分の所得税の確定申告書 (控) に夫婦二人分の国民年金保険料の記載があるので、請求期間の国民年金保険料が未納であるはずがない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された請求者の夫の昭和 60 年分及び昭和 61 年分の所得税の確定申告書の控への社会保険料控除欄に記載された「国民年金の保険料額 158,640 円及び 168,240 円」は、請求期間を含む昭和 60 年及び昭和 61 年の 1 月から 12 月までの期間の夫婦二人分の保険料と一致しており、当該確定申告書は、税務署の收受印もあることから、請求期間当時に作成されたものと認められる。

また、請求期間は短期間である上、請求者の夫は国民年金保険料が納付済みとなっており、請求者も請求期間以降 15 年以上にわたって、国民年金保険料の未納がない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500094号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500020号

## 第1 結論

平成9年4月から同年8月までの請求期間、平成10年2月から平成13年4月までの請求期間及び平成14年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成9年4月から同年8月まで  
② 平成10年2月から平成13年4月まで  
③ 平成14年4月

私は、20歳になった頃に国民年金の加入は義務だと聞いて加入手続きを行い、収入が不安定で生活が苦しかった請求期間当時は、納付できるときに2年の時効前の古い順から3か月や1年分の過去の国民年金保険料を、コンビニ又は金融機関で納付した。請求期間の国民年金保険料が未納であるはずがないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①直後の平成9年9月の国民年金保険料は平成11年10月に納付し、請求期間②直後の平成13年5月から平成14年3月までの期間の国民年金保険料は平成15年6月に納付し、請求期間③直後の平成14年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料は平成16年6月に納付していることがオンライン記録により確認できるが、各々の国民年金保険料納付時点では、その直前の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料はいずれも時効により納付することができない上、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付時期に関する記憶は不明確である。

また、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると記録の過誤が生じる可能性は低く、請求期間は合計45か月と長期に及び、これだけの期間の事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。